

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の
一部を改正する省令（案）について（概要）

令和元年5月
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

1. 現行制度の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）において技能実習計画の認定基準を定めることとされている。

当該認定基準において、第3号技能実習に係るものである場合にあっては、第2号技能実習の終了後本国に1月以上帰国してから第3号技能実習を開始するものであることとされている（規則第10条第2項第3号ト）。

また、実習実施者は、年に1回実施状況報告書を提出することとされている（規則第23条第1項、別記様式第10号）。

2. 改正の内容

(1) 母国との結びつき確保のための一時帰国要件の柔軟化について

（規則第4条第1項、第7条第8号、第10条第2項第3号ト、第12条第1項第6号、第52条第9号、附則第4条から第6条及び別記様式第1号関係）

第3号技能実習移行時においては、母国の家族等と離れている期間が長期化することを防ぐため、一時帰国を求めているところ、この一時帰国の時期については、技能実習生の便宜を考慮し、「第2号技能実習の終了後第3号技能実習の開始までの間」又は「第3号技能実習の開始から1年以内の間」に行うものとする（現行制度では前者のみ）。また、外国人建設・造船就労者受入事業における特定就労活動従事者が第3号技能実習に移行する場合及びEPAにおける介護等特定活動従事者が第1号技能実習又は第3号技能実習に移行する場合についても、母国との結びつき確保のために設けられた一時帰国の時期については、同様の措置を講ずる。

なお、「第3号技能実習の開始から1年以内の間」の一時帰国も、「第2号技能実習の終了後第3号技能実習の開始までの間」の一時帰国と同様、一時帰国に要する往復旅費について監理団体（企業単独型技能実習については、実習実施者）が負担するものとする。

(2) 実施状況報告書の業種欄の追加について（規則第23条第1項、別記様式第10号）

今般、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承）において、「就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成31年度中の実施を目指す。」とされた。これを踏まえ、技能実習生を受け入れる実習実施者の平均賃金支給額を把握するため、実施状況報告書に業種欄を追加する。

(3) 実施状況報告書の入国後講習中の人数について（規則第23条第1項、別記様式第10

号)

入国後講習中の技能実習生についても、実施状況報告書の報告対象とすることを明確化するため、本様式の報告対象技能実習生の欄に入国後講習中の人数を記載する項目を設ける等の改正を行う。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

法第8条第1項及び第2項第10号、第9条第2号及び第6号、第21条第1項、第39条第3項

4. 施行期日等

公布日：令和元年7月（予定）

施行期日：公布の日